

「未来給付金」の

対象業種の追加・交付要件
の緩和を行いました!!

追加申請を開始します!

新型コロナウイルス感染拡大の影響で観光客等の急激な減少により、観光業などが疲弊していることから、町では6月から未来へ向けての事業継続及び経営維持を支援するための支援として「ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金」の交付事業を進めています。期限内に申請できなかった事業者に対し、新たな申請期間の設定を行います。また、これに加えて対象業種を拡大し、一部交付要件緩和も合わせて行います。

給付額 150,000円

経済対策
のHPに移
動します。



給付対象者 ※すべての要件を満たす者

(交付基準対象者)

- ・資本金5,000万円以下で、かつ、従業員数が20人以下の小規模事業者又は個人事業主です。

(交付基準業種) すべてにおいて基準を満たしていることが必要です。

- ・令和2年6月1日現在でニセコ町内に住所を有する販売店舗若しくは事業所を持ち、1年以上通年営業を継続し、今後も1年以上事業を継続できる見込みのある事業者。ただし、令和元年6月2日から同年12月31日までに開業した店舗または事業所で、通年営業の実態が伴った事業者は例外とします。
- ・裏面記載の対象業種のいずれかに該当すること。
- ・事業所の水道料金、固定資産税又は事務所借上げ家賃を支払っていること。

(特例措置) ◎8月申請からの特例措置

- ・6月1日時点で商工会員である事業者、又は6月1日以降に商工会員になろうとする事業者に対し、交付要件(資本金額及び従業員数、通年営業の要件撤廃)の緩和を行い、給付金を受けられるようになりました。

申請期間 令和2年8月3日(月)～8月31日(月)

※申請受付時間は9:00～17:00 土日祝は申請を受付できません。

対象業種、申請方法など

◎ 8月から給付対象業種
が拡大しています。

- ・詳しい対象業種、交付条件、申請方法などは裏面をご覧ください。
- ・既に未来給付金の給付を受けている事業者は、対象外となります。

お申込みお
問い合わせ

ニセコ町役場商工観光課 担当:三橋・久保・深澤・福村
電話 0136-44-2121 FAX 0136-44-3500
e-mail: kankou@town.niseko.lg.jp

二セコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付要領

事 項	内 容
対象業種	<p>① 宿泊業 ただし、区分所有型ホテルは除く。また、簡易宿泊所及び民泊事業者で、平成30年及び令和元年の年間収入が84万円を下回る事業者は交付対象外となります。</p> <p>② 飲食店 飲食店のうち自宅併用型及び移動製造販売車は店舗とみなします。</p> <p>③ 小売業 自宅併用型店舗は対象 ただし、直売所、直売所内販売ブース出店者、無人販売所、観光協会、農業協同組合及びその関係会社、公共的な団体は交付対象外となります。</p> <p>④ アウトドア事業者 個人ガイド及びフリーランスのガイドは交付対象外となります。</p> <p>⑤ 食品製造事業者 兼業で食品製造事業を行っている事業者は交付対象外となります。</p> <p>⑥ 運送事業者 道路旅客運送業及び道路貨物運送業に限る。</p> <p>⑦ 理美容事業者</p> <p style="text-align: center;">8月からの追加の対象業種</p> <p>⑧ 葬儀業※1 ⑨ 調剤薬局※1 ⑩ 歯科医院※2 ⑪ 動物病院※2 ⑫ 整体業（整体院、鍼灸、マッサージ、整骨院、柔道整復）※3 ⑬ 保険業※4 ⑭ 広告業※4 ⑮ エステティック業※5</p> <p>※1 独立した店舗を持つこと(自宅併用型は可) ※2 自宅等で治療場所があること、自宅等に独立した治療場所がない出張医は除く ※3 自宅などで独立した施術場所が確保されていること、出張・派遣のみは不可 ※4 独立事務所又は店舗があること(自宅は不可) ※5 独立した店舗又は自宅に専用の施術場所があること</p> <p>注意事項:すべての対象業種において、管理、補助的経済活動をする事業者は、交付対象から除きます。</p>
交付を受けることができない者	<p>上記の交付対象（業種）となっても、受けられない者</p> <p>① 令和元年度以前の町税及び二セコ町に納入する公共料金に滞納がある事業者</p> <p>② 関係する許認可官庁に対して適正な届出をしていない事業者。また、正当な営業許可等を受けずに、営業を続けている事業者</p> <p>③ 暴力団の構成員及び構成員を雇用している、又は構成員と関わりがある者を雇用している事業者。暴力主義的破壊活動を行っている団体等に所属している者を雇用している、又はその者と関わりがある者を雇用している事業者</p>
その他特記事項	<p>(通年営業の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者のうち、1年を通して営業ができない特別な理由がある場合には、休業等理由書(様式第4号)を提出し、町がやむを得ないと判断すれば、交付を受けることができます。例)災害などで、店舗の修繕に時間を要している場合など 定休日や年間2か月程度のメンテナンス休業の場合や他の方法で事業を継続しているか、若しくは再開する見込みのあることが明らかな場合は、休業等理由書の提出は必要ありません。 <p>(申請者の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営者が同一人物で対象業種が相違う場合でも、同一敷地内又は隣接地で経営しているときは、支給の対象としない場合があります。詳しくはご相談ください。
申請の流れ	<p>申請書の提出後の流れ(提出期限8月31日)</p> <p>申請→内容の審査(審査は随時)→給付金の交付(申請者が指定した口座に振込みます。)</p> <p>※交付金は確認後、決定通知書を送付し、適宜支給します。(最終支給は9月末頃を予定)</p>
申請書・添付書類	<p>(申請書等の取得方法) ※商工会・会員は①～⑨までの書類提出が省けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 町のホームページからダウンロードしてください。 町役場窓口(商工観光課)又は二セコ町商工会でも様式を取得することが可能です。 <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成30年分及び令和元年分所得税確定申告書又は住民税申告書の写し(ただし、宿泊業以外の事業者は町長が必要であると認めるとき。(通年営業等の確認のため、添付をお願いする場合があります。)) 法人の場合は、法人登記事項証明書の原本 事業所の住所を示す書類(ただし、法人登記事項証明書で足りる場合は不要) 通年営業をしていることがわかるもの 二セコ町事業者経営維持・未来支援給付金事業における将来に渡って営業を続ける誓約書(様式第3号) 食品衛生法・民泊登録証などの許認可の写し 休業等理由書(様式第4号) 令和元年6月2日から同年12月31日までに開業した店舗又は事業所は、開業日を示す書類及び営業形態が示す書類 店舗若しくは事業所の写真(ただし、町の観光ガイドブック等に掲載がある場合は不要) 二セコ町事業者経営維持・未来支援給付金事業における町税及び町に納めている公共料金納入調査同意書(様式第5号) 給付金請求書(二セコ町様式第2号) 交付金の振込先の通帳若しくはキャッシュカードの写し 二セコ町の商工会に加入しようとする事業者は、加入申込書の写し(商工会の受付印を押したもの)